

太陽光発電システム設置補助金の募集をします。

住民環境課 環境係 ☎64・1102

自然のエネルギーを利用して低炭素社会の実現に寄与するため、太陽光発電システムを住宅に設置する方に対して、補助金を支給します。

補助金の額は、太陽電池モジュールの公称最大出力1kw当たり35,000円(上限3キロワット105,000円)

○ 申込は、平成29年5月8日(月)～5月31日(水)までにお申し込み下さい。

○ 申込が多数で、予定している金額(10基)を上回った場合は、抽選となります。

○ 支給要件は、次のとおりです。

- ・湯浅町に住所を有し、その住所に居住している方若しくは、設置後に居住を予定している方
- ・電力会社と電気受給契約をした方

平成30年3月31日までに設置が完了する方

お問い合わせ等は、住民環境課環境係 8番窓口(☎64・1102)までお願いします。

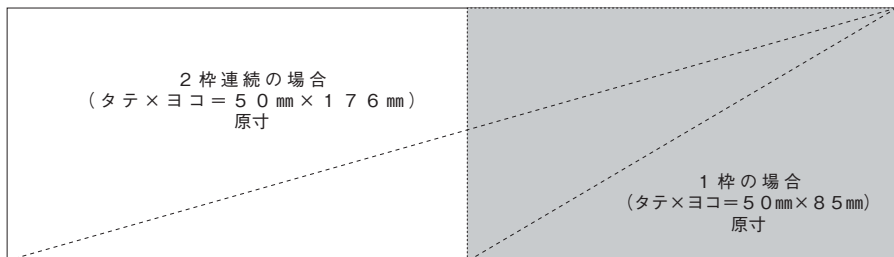
📢 広報ゆあさ掲載広告募集

広報ゆあさは、毎月(1日発行)約5,100部を発行し、町内の公共施設など約20箇所配布するほか、町内の全世帯に配布されており、宣伝効果の高い広告です。

- ・掲載位置 広報ゆあさ おしらせ欄、行事案内ページ等の最下段
- ・掲載枚数 毎号最大12枚(1ページあたり2枚掲載)
- ・広告規格 1枚=50×85mm 2枚=50×176mm
- ・刷色 1色(黒)
- ・広告掲載料 (1枚あたり)1ヶ月につき5,000円、最大12ヶ月で50,000円
- ・お問合せ 役場まちづくり企画課 15番窓口 ☎64・1112

※町の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの、法令等に違反するもの又はそのおそれのあるものなど、一部掲載できないものがあります。

詳しくは湯浅町広告掲載要綱等(湯浅町HP等に掲載)をご確認ください。



合併浄化槽をご存知ですか。トイレの汚水だけではなく、台所や風呂場からの生活排水も浄化するので、河川や海を水質汚濁から守るのに大きな役割を果たします。合併浄化槽を使用することで、地域環境の保全にご協力をお願いします。

合併浄化槽の設置には補助金の制度があります。なお、家を新築される方以外にも現在汲み取り式のトイレや単独浄化槽を設置している方で、合併浄化槽に改修される場合にも、新築と同様に補助を受けることができます。

平成29年度より合併浄化槽へ転換する際の単独浄化槽の撤去費用も補助対象(90,000円)となります。

補助対象の予定基数等

浄化槽の大きさ	予定数	補助金の額	基準となる居住用面積等※
5人槽	25基	332,000円	住居用面積が150㎡以下
7人槽	8基	414,000円	住宅用面積が150㎡以上
10人槽	2基	548,000円	二世帯住宅
11～50人槽	2基	548,000円	店舗兼住宅

※浄化槽の大きさについては、算定基準がありますので、浄化槽設置業者の方とご相談ください。

- 申し込み
平成29年5月8日(月)から5月31日(水)までにお申し込み下さい。
- 申し込み基数が予定数を上回る場合は、抽選となります。
- 補助を受ける要件等は次のとおりです。

補助対象となる要件

- ①田地区の農業集落排水対象地域を除く湯浅町内に浄化槽を設置される方。
- ②湯浅町に住所を有する方、または、設置後に湯浅町内に住所を有する方。
- ③平成30年3月31日までに事業を完了し、書類提出可能な方。
- ④下記浄化槽管理講習会を受けられた方。

浄化槽管理講習会のご案内

開催日 開始時刻	会場
6月3日(土) 午後1時30分～	湯浅町総合センター2階集会室
6月13日(火) 午後1時30分～	有田市役所3階第1・第2会議室
10月24日(火) 午後1時30分～	広川町役場3階大会議室
11月17日(金) 午後1時30分～	金屋文化保健センター

新築やリフォームで合併浄化槽を設置された方や設置を予定されている方を対象に浄化槽管理講習会が下記のとおり開催されますので、ご家族のうちでなたかお一人は必ず受講して下さい。なお、当日は受講済証書を発行しますので、受付で本人確認のため、運転免許証等の提示をお願いします。

お問い合わせ等は、住民環境課 環境係 8番窓口(64・1102)までお願いします。

住民環境課 環境係 8番窓口 ☎64・1102

家の新築及びリフォームを計画されている方
浄化槽設置整備事業補助金をご利用ください